東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号 三井金属鉱業株式会社 代表取締役社長 納 武士

新設分割にかかる事前開示書類

(会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

三井金属鉱業株式会社(以下、「当社」といいます)は 2022 年 2 月 9 日開催の当社取締役会の承認を経て、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、新設分割の方法によって設立する三井金属パーライト株式会社(以下、「新設会社」といいます)に当社がパーライト事業に関して有する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させること(以下「本件新設分割」といいます)といたしました。つきましては、会社法第 803 条第 1 項および会社法施行規則第 205 条各号所定の定めに従い、次のとおり新設分割計画書等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

- 1. 新設分割計画書の内容(会社法第803条第1項第2号) 別紙「新設分割計画書」のとおりです。
- 2. 本件新設分割の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号)
 - (1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを当社に割り当て交付します。

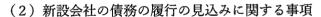
新設会社が発行する株式数につきましては、新設会社が承継する資産等の事情 を考慮した結果、普通株式 8,000 株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、本件新設分割による当社の純資産の変動がなく、また新設会社の株式のすべてが当社に割り当てられることから、これを任意に 定めることができるものと認められ、相当であると考えております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金および準備金の額を、新設会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第4条記載のとおりとすることといたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると考えております。

- 3. 当社における最終事業年度末日後の重要な財産処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号) 該当すべき事項はありません。
- 4. 本件新設分割が効力を生じる日以後における当社の債務および新設会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)
 - (1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項
 - ア. 当社において、2021 年 12 月 31 日から現在まで、当社ならびに当社が新設会社 に承継させる予定の資産の額および負債の額に大きな変動をもたらす事態は生じ ておらず、本件新設分割の効力発生日までにそのような事態の発生も現在のとこ ろ予測されておりません。このため、本件新設分割の効力発生日以後の当社の資産 の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。
 - イ. 本件新設分割の効力発生日以後の当社の収益状況について、当社の負担する債務 の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておりません。
 - ウ. したがって、本件新設分割の効力発生日以後においても、当社の負担する債務の 履行の見込みについては、特段の支障がないと判断しております。



- ア. 2021 年 12 月 31 日から現在まで、当社が新設分割会社に承継させる予定の資産の額および負債の額に大きな変動をもたらす事態は生じておらず、本件新設分割の効力発生日までにそのような事態の発生も現在のところ予測されておりません。このため、本件新設分割の効力発生日以後の新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれます。また本件新設分割により新設会社が当社から承継する債務は、重畳的債務引受の方法によって承継されるため、当該債務に関する債権者が本件新設分割によって不利益を受けることはありません。
- イ. 本件新設分割の効力発生日以後の新設分割会社の収益状況について新設分会社 の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されてお りません。
- ウ. したがって、本件新設分割の効力発生日以後においても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。









新設分割計画書

三井金属鉱業株式会社(以下、「甲」という。)は、甲の経営する事業のうちパーライト 事業(以下、「本件事業」という。)に関する権利義務を、分割により設立する三井金属パーライト株式会社(以下、「乙」という。)に承継させるため、以下のとおり新設分割(以下、「本件分割」という。)を計画する。

(乙の定款で定める事項)

第1条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数およびその他定款で定める事項 は、別紙1「三井金属パーライト株式会社定款」記載のとおりとする。

(乙が本件分割により甲から承継する権利義務)

- 第2条 乙は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産、債 務、雇用契約その他権利義務を甲から承継する。
 - 2 本件分割により甲から乙へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を甲が重畳的債務引受を行い連帯して負担する。

(乙が本件分割により交付する株式)

第3条 乙は、本件分割に際して普通株式8,000株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

(乙の資本金および準備金の額に関する事項)

- 第4条 乙の設立の際における資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。
 - (1)資本金金400,000,000円
 - (2) 資本準備金 乙が承継する資産の価額から乙が承継する負債の額および上記記載の資本 金の額を控除した額

(効力発生日)

第5条 乙の設立の登記をすべき日(以下、「効力発生日」という。)は、2022年4月 1日とする。ただし、手続きその他の事由により必要な場合には、これを変更す ることができる。

(乙の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役)

第6条 乙の設立時取締役、設立時代表取締役および設立時監査役は次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

寺田 明弘

佐藤 雅樹

加藤 英輔

池信 省爾

(2) 設立時代表取締役

寺田 明弘

(3) 設立時監査役

大田 真輔

2 乙の取締役の報酬額は年額60,000,000円以内、監査役の報酬額は年額12,000,000円以内とする。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

(競業避止義務)

第7条 甲は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避 止義務を負わない。

(本件分割の条件変更等)

第8条 この計画を承認した日から第5条に定める効力発生日に至るまでの間において、 天災地変その他の事由により甲の財産状態または経営状態に重要な変動を生じた ときは、甲は本件分割の条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(その他の事項)

第9条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に 従い、甲がこれを決定することができる。

以上、本計画を証するため、本書を作成する。

2022年2月9日

東京都品川区大崎一丁目11番1号三井金属鉱業株式会社代表取締役社長納武

三井金属パーライト株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、三井金属パーライト株式会社を称し、英文ではMitsui Kinzoku Perlite Co., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 採石業
- (2) 前号に関連する原料及び製品の製造、加工、売買及び輸出入業
- (3) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び技術コンサルタント業
- (4) 産業廃棄物及び一般廃棄物処理業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を大阪府貝塚市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は32,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は、当会社の株式にかかる株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

- 第8条 当会社の株式の譲渡又は取得については、取締役会の承認を要する。
 - 2 株主に株式の割り当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、 会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各 号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は 記録することを請求するには、当会社が指定する書式による請求書にその取得 した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人そ の他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して行わなけれ ばならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求 をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更もしくは抹消又は信託財産の表示もしくは抹消を請求は、当会社が指定する書式による請求書を当事者が署名 又は記名押印して行わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第11条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社が指定する書式により、住所、氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。
 - 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会は必要あるとき、随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長がさしつかえあるときは、他の 取締役がこれにあたる。 (決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は7名以内とする。

(選任)

- 第17条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。
 - 2 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任期)

- 第18条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了 するまでとする。

(役付取締役)

- 第19条 当会社には社長1名を置く。必要あるときには、専務取締役及び常務取締役を 若干名置くことができる。
 - 2 社長、専務取締役、常務取締役は、取締役会の決議によって取締役の中から選 定する。

(代表取締役)

第20条 社長は代表取締役とする。必要あるときには、取締役会の決議によって専務取 締役及び常務取締役の中から代表取締役を選定できる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役をもって組織し、当会社の業務執行を決定する。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は社長が招集し、その議長となる。社長がさしつかえあるときは、他

の取締役がこれにあたる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、 緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 監査役

(員数)

第24条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任)

第25条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 う。

(任期)

- 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の残任期間と同一とする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配 当をすることができる

(配当金の除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領 されないときは、当会社は支払義務を免れる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2023年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役)

第31条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役
設立時取締役
佐藤 雅樹
設立時取締役
沈庙 英輔
設立時取締役
設立時取締役
設立時代表取締役
表申 明弘
表申 明弘
表申 表申

承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、乙が本件分割により甲から承継する権利義務については、法令上または契約上承継できないものを除き、次の定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産および負債の額については、2021年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加味したうえで確定する。

1. 承継する資産およびこれに付随する権利義務

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する現金、預金、売掛金、 製品、仕掛品、原材料その他本件事業に関して甲が有する一切の流動資産。

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する製造設備その他本件事業に関して甲が有する一切の固定資産。

2. 承継する負債およびこれに付随する権利義務

本件分割の効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する買掛金、借入金、未払金、賞与引当金、退職給付引当金その他本件事業に関して甲が有する一切の負債。

3. 承継する雇用契約等

- (1)本件分割の効力発生日時点におけるパーライト事業部に在籍するすべての従業員(契約社員を含む)との雇用契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。
- (2) 本件分割の効力発生日時点における三井金属鉱業株式会社と三井金属労働組合連合会および三井金属パーライト事業部労働組合との間の労働協約。

4. 承継する雇用契約以外の契約上の地位等

本件分割の効力発生日時点における本件事業に関する取引基本契約、業務委託契約、労働者派遣契約、賃貸借契約その他本件事業に関連する一切の契約における契約上の地位ならびに契約に付随する権利義務。

5. 承継する知的財産権

本件分割の効力発生日時点において、甲の保有する知的財産のうち、もっぱら本件事業のみに関連して甲が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。

6. 承継する許認可等

本件分割の効力発生日時点において、法令上承継可能な本件事業に属する一切の許認可、 免許、承認、登録、届出等。

以上

